

石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県内での宅配ボックスの普及を促進することにより、宅配荷物の再配達を抑制させ、もって温室効果ガス排出量の削減を図るため、石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「宅配ボックス」とは、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配荷物等の受け取りを目的とした仕様の製品であり、宅配荷物等を安全に保管できるもの
- (2) 令和8年3月3日以降に購入したものであること
- (3) 正当な受取人のみが受領できるセキュリティ機能（鍵またはダイヤル錠等）を有しているもの
- (4) 新品であり、かつリース又はレンタル品でないこと

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、知事は、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 申請日時点で、自ら居住する住宅（以下「個人住宅」という。）に宅配ボックスを設置する者、又は共用部分で居住者に使用させることを目的として、所有又は管理するアパート、マンション等の集合住宅（以下「集合住宅」という。）に宅配ボックスを設置する者

- (2) 県税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するとき。
- (2) 個人にはあっては、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（石川県暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条第3号）に該当するとき。
- (3) 法人又は管理組合にはあっては、役員のうちに暴力団員又は暴力団員等に該当する者がいるとき。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、宅配ボックス購入費用（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とし、設置費・運搬費・工事費は除くものとする。

2 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から、国その他地方公共団体の補助金の額を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 個人住宅 5,000円を上限とする。
- (2) 集合住宅 50,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 本補助金の交付を申請する者は、別に定める期限までに石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、別に定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 交付申請書及び必要書類（以下「交付申請書等」という。）の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備にかかる補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

3 知事は、提出された交付申請書に係る本補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第1項に定める期限にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を中止することがある。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の交付申請書等の提出があった場合において、その内容を精査し、適正と認めたときは、本補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかつたとき
- (3) 交付決定をうけたもの（法人又は管理組合にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき

(4) その他この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還等)

第9条 補助対象者は、知事が前条の規定による取消をした場合において、知事の命令があつたときは、納付書に記載された期日までに、交付を受けた本補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた購入額10万円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）を超える宅配ボックスについては、別に定める期間（以下、「処分制限期間」という）中において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者あてに通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助対象者に請求するものとする。
- 3 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日までに交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(補助事業の経理等)

第12条 補助対象者は、補助事業の経費について全ての証拠書類を備え、その収支を明らかにしておくとともに、これらの証拠書類を補助事業の完了（財産処分の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(個人情報保護)

第13条 県及びその職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に従って取り扱うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助対象者は、別表1に定める暴力団排除に関する誓約事項について本補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 17 日から施行する。

別表1（第14条関係） 暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金の交付の申請をする者は、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならず、また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。